

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷七十第

行發日一月一十年二十正大

論叢

鎌倉時代の土地制度 文學博士 三浦 周行
 租税の逋脱 法學博士 神戸 正雄
 水戸藩に於ける各種の貯穀 法學士 本庄榮治郎
 海運の獨占より生ずる利益 法學士 小島昌太郎

時論

復興事業と經濟界の現況 法學博士 河田 嗣郎
 震災の教訓と復興問題 法學博士 山本美越乃

說苑

マルサスの地代論に就て 經濟學士 谷口 吉彦
 京都市に於ける家賃の統計的研究 經濟學士 岡崎 文規
 勞働生産力と勞賃 經濟學士 森 耕二郎

雜錄

安政震災の復舊策に就て 法學士 本庄榮治郎
 震災地と産業組合 經濟學士 大森 健作

雜錄

安政震災の復舊策に就て

本庄榮治郎

私は本誌前號に於て、安政の震災とその救済策を略述した。茲には復舊策について概説し以て前稿を補ひたいと思ふ。

一 幕府直營の工事

幕府直營の工事については、震災當日を去る約二ヶ月後の十二月九日に老中堀田正篤を總督とし、副總督や奉行を命じて、江戸城内外の損所を修理せしめ、上野東照宮及び靈屋に對しては十二日に、増上寺靈屋は三年四月六日にそれぞれ奉行を命じてこれを修理せしめた。其他虎之門外勘定奉行役宅は三年二月十九日、小川町勘定奉行役宅は同年四月十九日、内海及品川海岸臺場は同年七月五日、千駄木鷹部屋座所向は同年十二月三日、大成醫學問所座敷向は同年十二月

九日、各修理竣工し、獄舎(註)は二年十月三日假工事を施し、玉川上水亦二年十月六日及び八日に假修繕をなし、豎川一の橋及龜戸天神橋は廿七日修繕に着手したといふことである。

(註)『武江地動之記』に曰く『地震は甚しいへども、囚獄の邊火災これなき故、石出氏より解放の事なし(牢内よりは聲を上げて明けよ)といひてさげびよしなり』是は市井の幸なり。淺草溜は地震火災一度に成て即死するものあり、亦幸ふじて尙返しもありしが、巷に徘徊して濫行に及びけるよし、佃島續なる人足寄場も逸卒これを斗固く鎖して出す事なかりし由、賢きはからひこそ²⁾

二 武家屋敷造營に對する諭達

武家屋敷の復舊工事については本誌前號に掲げた十月三日の諭達の外に、十三日の令があつて、その根本方針とも見るべきものが示されて居る。

(上畧)『家作之儀精々手輕に普請可被致候。門杯も是迄長屋門等之場所は冠木門に致し、長屋向其外腰瓦并瓦葺にも不及當分之内は板屋根等に而差強如何様窺木に候とも聊不善候』(下畧)

要するに『雨露を凌候迄に可成手輕に普請可被致置候』といふ趣意に外ならぬ。其後各自建築

1) 東京市史稿、變災篇第一、234-297頁以下
2) 江戸叢書 卷九、26頁
3) 本誌前號 114頁

の都合もあることであるから、年内は双方相談の上、屋敷替をしても差支なきこと、し(廿一日)、また家屋建築をなす場合には、邸内に非常立退の空地を存し置くべきことを命じてゐる

(廿九日)。

『此度地震に而類焼并潰家相成候而々、屋敷内空地無之、立退方差支候向も有之哉に相聞候、普請之儀に付而者先達而相觸候趣も有之候間、可成丈建坪取縮空地出来、非常之節怪我等無之、立退相成候様可被心得候』

三 町家普請に關する論達

十月九日に幕府は武家屋敷に對すると同様の趣旨で以て、町家普請に關しても破損箇所を簡單に修覆し、焼失家屋は決して建築を急ぐ可らざる旨を諭し『全く入用の箇所のみ格別手輕に普請致候様可被心得候』と達してゐる。

河岸地土藏納屋等の再建修復に關しては、此度限り檢分方法を簡單にし、從來通りの『間敷丈尺の通和建候分は、組合名主共立合、見分之上、當人共より證文取之、普請爲致可申』こととし『新規土藏造立、且有來分に而も模様替之

分は仕來之通訴出、見分受候積可致候』こと、定めた。

四 復舊の狀況

以上述ぶる所によつて復舊事業に對する幕府の方針は明かであるが、要するに復舊を急ぐことなく、また貸金等に關する論達は下に註記せる如く發布されてゐるが(註)、特に復舊資金を集めたやうでもなく、必要な場所から各自がなし得る手段を講じて、追々手を着けて行つたに過ぎぬものであらう。『武家町方大方は潰たる家は假につくろひし迄にて、霜月に至りても未全く修理せる所なし。燒たる所と潰れたる所はあやしの小屋を營みて住せり。藁葺甚だ多し』といふ記事によつてもその一斑は窺ひ得らるゝかと思ふ。

(註) 『今度地震出火に付 銘々家作類燒潰等に而及難儀候向も不少候に付、公儀におゐても、夫々拜借并被下金等も有之、諸拜借金之儀も、年延等被仰出候間、町人共貸金等之儀も都而融通能儀厚勵辨致し取計候様、其方共より無急度夫々江中論置候様被可致候事』(十月十四日)

震災後間もなく吉原遊廓が假營業を許されて

4) 變災篇第一、412—4頁
5) 稿、7頁
6) 東京市史、415—7頁
江戶職書卷九、28頁

おつたのは後に述ぶる通りであるが、其期間は五百日間であつて四年六月限りそれを引拂ひ、元の營業所は新築落成して引移ることになつた、その時の行装は人の目を驚かすに足るものがあつた。江戸の三大劇場(猿若町二丁目の中村座、二丁目の市村座三丁目の河原崎座は、何れもこの震災で灰燼にしたのであるが、前年にも火災で類焼しその再興は頗る懸念されて居たにもかゝらず、三座共に(河原崎座は森田座之に代る)震災後七八ヶ月にて舊觀に復するに至つた。復舊工事と共に大工其他の職人は多額の賃錢を得、而も地震によつて宵越しの錢を持つ必要の更にないことを感じた彼等は、猿若町の見物や吉原の青樓に錢を蒔いた。かくなれば江戸の回復は緒に付きしものである。震災後二年にして江戸の町並は建ち揃つたといはれてゐるが、多分それ位のことであらう。それにしても十一月までには上述の如くあまり普請した處もない程であつたが、地震に教へられて板葺の平屋が多くなつたために、工事も手輕に工費も少くて事が済み、案外

早く復舊したものではないかと考へられる。殊に江戸には從來から年々々に火災があり、町の一部は常に破壊されつゝある如き状態であつたから、此時の震災後の復舊についても、大騒ぎをせずに早く埒が明いたものではなからうか

五 餘 錄

震災後の江戸の世相については前稿に書き洩らしたから、茲に少しく其のことを述べておきたいと思ふ。先づ江戸地震の後、絃歌の聲更になく、菊見紅葉見などするものもない。料理茶屋は大破せるのみならず、來客もなければ皆商賣を休み、居酒屋茶漬屋では、品は悪くとも、安く賣る家が繁昌した。すべて質素になつて、安堵の牡丹餅を拵へる家も稀れであり、又十一月十五日の嬰兒袴着髪置の祝ひも、世間を憚り、産土神社へ參詣するものもなかつたといふことである。

此災害のために生活の途を失つたものは『絃歌の家、俳優の輩、讀書讀、笑話家等なり。詩歌連、俳諧、茶香書畫等の風流をもて世を渡る

7) 三田村鷲魚、「安政震災の回復」改造第五卷十號參照
 8) 武江地動之記、江戸叢書卷九、20-30頁
 9) 日本橋區史 第四册、307頁

人も近年武藝の盛なるにより、世にすさめられしも、此頃に至りて、更に活計を失へり。藝花園暫業を休む。『火災に遇たる所の質屋は悉く倉庫を失ひ活業に離れたる種數多ありとぞ』之に反して『往還に水トンといふ物を售ふもの多し、温飩の粉を汁に入たり、一杯八文或は十二文位』。また『地震潰家焼失場所付繪圖等七日頃より街々に嚙き、繪草紙屋にて商ふもの數百種狂書狂文小歌等にも作りて商ふ』といふ有様であつた。⁹⁾

他方闇黒面では、吉原類焼のため遊女等が市中に散在して、馬喰町附近が時ならぬ歡樂の巷となつたといふことであるが、幕府はこれを禁じ、十一月四日に至つて二十四ヶ所の青樓營業を許し、十二月から春へかけて追々商賣を始めたそうである。¹⁰⁾

震災後の江戸の世相の一面は、以上の事實で多少窺ひ知らるゝ所であるが、人心に對する影響とも見るべきものには次の如き記事がある。即ち『こたび火災に逢へる人々は頼みとせし土

藏を失ひ、實にも火急のことゆゑ、日々に缺くべからざるの品といへども、持のくにいたらねば、金銭ありても粟はなく、粟ありても炊器なく、不自由なること云ばかりなし、日にそひ屋敷屋敷のかこひも成り、何れもあらたに假家をしつらひ、又はかたむきし家々には、向梁かすがひなどを打て、わずかに風雨をしのぐのみ、こゝにおゐて、日頃遊惰驕逸の輩も、はじめて夢の覺めたる如く、太平の有難かりしをしりて自ら大工、左官の手傳、あるは、ちもちなどとして、衣は寒さを凌ぎ、食は飢を凌ぎ、家は風雨をしのぐにさへ足ればなど云あへるも、心のまことにかへれるにや、殊勝にも又哀れ也』¹¹⁾云々と。震災を以て一種の天警とし、驕奢の風を抑へて質素健實の風を作らねばならぬと説く、一派の人々の説を聞くが如くであつて、盖人心趨向の一斑を察するに足るであらう。

10) 武江地動之記、前掲、30頁、
11) 時風錄、大日本地震史料、下卷、539頁、